

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）道上水門地区）を行うことについて平成19年11月12日認可した。

平成19年11月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀